



## 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に送付されますので、お手元に届きましたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付予定は次のとおりです。

	送付時期	対象者
①	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和7年2月上旬	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(①の対象者は除きます。)

## 社会保険料控除証明書の電子送付サービスが開始されています!

日本年金機構では、マイナンバーカードをお持ちの方に、マイナポータルで社会保険料控除証明書を受け取るサービスを実施しています。

※電子送付サービスを利用している方は上記の送付時期が異なります。

### ○電子送付可能な通知書

- ・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- ・公的年金等の源泉徴収票



### ○電子送付のサービスを受けるためには以下の手続きが必要になります。

#### 1 マイナポータルから「ねんきんネット」の利用登録

※利用登録の方法は昨年度の広報12月号のねんきん通信に掲載しています。

#### 2 「ねんきんネット」での電子送付希望の登録

通知書の電子データをマイナポータルの「お知らせ」で受け取るには、「ねんきんネット」で事前に「電子送付」の希望登録を行う必要があります。「電子送付」を希望する場合は、通知書の郵送は停止となります。

(登録のタイミングによっては、電子送付と郵送の両方を行う場合がありますので、ご了承ください。)

([https://www.nenkin.go.jp/n-net/utilization/electronic\\_delivery.html](https://www.nenkin.go.jp/n-net/utilization/electronic_delivery.html))

#### 3 マイナポータルで通知書の受け取り

通知書の電子データはマイナポータルの「お知らせ」に送付されます。



#### 4 e-Taxなどでの利用

受け取った電子データを利用して確定申告や年末調整を行うことができます。

e-Taxを利用して確定申告を行う際に、受け取った電子データを国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」に取り込んで、該当項目を自動入力することができます。

なお、電子データを紙面に印刷したい場合は、国税庁が提供する「QRコード付証明書等作成システム」を利用してください。

### ○既に紙で受け取った通知書を電子データで受け取りたい方へ

通知書を郵送で受け取った方も電子データでの受け取りが可能です。

受け取りを希望する場合は、「ねんきんネット」から「通知書の再交付申請」を行ってください。

なお、受け取りは申請から3～5営業日後になります。

(<https://www.nenkin.go.jp/n-net/utilization/reissue.html>)



お問い合わせ先 稚内年金事務所 電話 0162-33-7011

住民生活課 税務住民係 電話 5-1112 告知端末機 5-8812